

令和4年度 教育・保育給付認定申請のご案内（1号認定）

令和3年9月

三田市立幼稚園に入園を希望されるみなさまへ

三田市子ども・未来部子育て応援室
幼児教育振興課

平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、満3歳以上の小学校就学前の子どもが幼稚園において教育サービスを利用する場合、1号認定（教育標準時間認定）を受ける必要があります。

幼稚園の入園を希望される方は、以下をよくお読みいただき申請手続を行ってください。

無償化に伴い、満3歳以上に係る1号認定子どもに対する保育料が無償となります。

ただし、各園の給食費（年収360万円未満相当の世帯の副食費を除く。）、教材費、行事等参加費用などは無償化の対象とはなりません。

1 1号認定の申請に必要な書類 【全員の提出が必要】

申請の手続きは幼稚園を通じて行いますので、以下の書類を幼稚園に提出してください。

◆教育・保育給付認定申請書（1号認定用）

※記入例を参照のうえ、誤りや記入漏れのないように記入してください。

2 副食費の免除対象判定に必要な書類 【状況に応じて提出が必要】

次に該当する方は、以下の書類を添えて申請してください。（提出書類は返却できません）

ただし、令和4年4月1日時点において就園する園児に小学校3年生までの兄弟が2人以上いる場合は、下記書類の提出は不要です。（多子世帯による副食費の免除）

書類の必要な方	必要書類・発行場所
<市町村民税額の確認（算定）のため> 父母両方の書類を提出してください。なお、祖父母等がお子様を扶養していると認められる場合、祖父母等の方についての書類も提出いただくことがあります。	
① 令和3年1月1日時点 で保護者の住所地が 三田市外の方 （ただし、乳幼児医療証発行などの手続きで既に右記資料を三田市に提出されている方は、省略可能な場合があります。） ※単身赴任などで子どもと別居している場合も含む。	◆ 令和3年度 市民税・県民税（所得・（非）課税）証明書 （注1） （令和3年1月1日時点の住所地の市町村で発行）
② 令和2年1月～12月の間に国外に住んでいた方	◆ 令和2年中の海外での所得がわかる書類 （注2） （勤務先に発行を依頼）
③ 市町村民税が未申告の方	◆ 受付印のある令和3年度 市民税・県民税申告書（控） （コピー可） （令和3年1月1日時点の住所地の市町村で申告）

〈世帯の状況を確認するため〉 ※該当の方のみ	
④生活保護を受けている方	生活保護受給証明書
⑤ひとり親世帯（父子・母子世帯）の方 （元夫（妻）と同一住所の場合は除きます。）	親子分の健康保険証（コピー）と次のいずれかの資料を提出 A 児童扶養手当の証書（コピー） B 母子家庭等医療費受給者証の親子分（コピー） C 戸籍謄本（コピー可）

※ ①～③及び⑤に該当する方で市町村民税所得割課税額が 77,100 円（年収が 360 万円相当）を超え、副食費の免除対象とならない場合は、必要書類に代えて「副食費免除対象非該当申告書」の提出でも可（様式は各幼稚園にあります）。書類の提出がない場合は、副食費の免除の判定ができないため、副食費の負担が発生します。

※ ④～⑤に該当する方で必要書類の提出がなかった場合は、世帯の市町村民税額に応じた利用者負担額の判定となりますのでご注意ください。

（注 1） 所得・（非）課税証明書は、市町村によって名称が異なる場合があります（税額証明書、所得証明書等）。納税者氏名、市町村民税額、扶養人数及び税額控除（住宅借入金特別税額控除など）を受けている場合は、その旨が記載されている証明書を発行してもらってください。

（注 2） 令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までに得た国内外での合計収入額等に基づき、市町村民税相当額を算出し令和 4 年 4 月分～令和 4 年 8 月分の副食費免除対象の判定をします。（必ず日本語訳を添付してください。）

3 副食費免除対象の判定基準等

（1）副食費の免除対象者

次の①又は②の要件に該当する園児については、給食費のうち副食費（おかず代等）が免除となります。

① 所得による判定

市町村民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯の園児

副食費免除対象期間	市町村民税額等の課税年度
令和 4 年 4 月分～8 月分	令和 3 年度市町村民税（令和 2 年分所得を反映）等
令和 4 年 9 月分～令和 5 年 3 月分	令和 4 年度市町村民税（令和 3 年分所得を反映）等

※住宅借入金等特別税額控除などを受ける前の課税額で判定します。

※政令指定都市で課税されている方の場合には税源移譲前税率で計算した市民税所得割課税額で判定します。

② 多子世帯に関する判定

小学校 3 年生までの範囲において、最年長の子どもから順に数えて 3 人目以降の園児。

（2）副食費免除対象者への通知

副食費免除対象者は決定次第、学校給食課からお知らせします。（令和 4 年 6 月頃を予定）また、変更・取消しがあった場合についても学校給食課からお知らせする予定です。

※今回は、令和 4 年 4 月分～令和 4 年 8 月分の副食費免除対象の判定です。

令和4年9月分～令和5年3月分の副食費免除対象の判定に関する資料は別途必要となります。詳細については、来年度に改めてご案内させていただく予定です。

4 その他

- (1) ご家庭の状況や税額に変化が生じた場合は、速やかに幼稚園を通じて幼児教育振興課までお知らせください。
- (2) 就労等の事由により保育の必要性があり、預かり保育を利用される方は別途申請書の提出が必要となりますので、詳しくは幼稚園及び幼児教育振興課までお問い合わせください。

5 問い合わせ先

○各幼稚園に関すること

三田市 幼児教育振興課

TEL 559-5232

○給食費の副食費免除に関すること

三田市教育委員会 学校給食課

TEL 567-2279

※ この案内は令和3年9月時点での情報を基に作成しております。